

# 風しん第5期予防接種説明書

(予防接種の重要な情報です。裏面にも注意事項があります。)

風しん抗体検査を行った結果、十分な抗体を有していないと判断された方に対する予防接種で、麻しん・風しん混合ワクチンを接種します。定められた接種方法を守れなかった場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われ、予防接種にかかる費用は、全額個人負担となります。また、その接種で健康被害が生じた場合は、法に基づく救済を受けられません。

## 1 風しんの症状について

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって人から人へと感染する病気です。

潜伏期間は約14～21日で、その後、主な症状として、麻しんより淡い色の赤い発しん、発熱、首のうしろのリンパ節の腫れなどが現れます。

合併症として関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は風しん患者3,000～5,000人に1人、脳炎は風しん患者4,000～6,000人に1人ほどの割合で見られます。大人になってからかかると子どもの時より重症化する傾向があります。

妊娠初期の女性が風しんにかかると、胎児が風しんウイルスに感染し、難聴、白内障、心疾患などのほか、精神や身体の発達の遅れ等の障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。これらの障害を先天性風しん症候群といいます。

## 2 予防接種の受け方

### (1) 使用するワクチン

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）

### (2) 接種方法

接種対象者	法律で定められている期間 (無料で接種できる期間)	接種回数
1962年（昭和37年）4月2日～1979年（昭和54年）4月1日までの間に生まれた男性のうち、風しん抗体検査の結果、十分な抗体を有していないと判断された者	令和7年3月末まで（※）	1回

※ 令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方について、法令で定められた接種期間を超えて麻しん及び風しんの定期接種を受けることができるのは、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

※ このワクチンは生ワクチンであるため、接種後、他の予防接種を受けるまで27日以上の間隔（4週間後の同じ曜日以降に接種）をおいてください。

※ 他のワクチン製剤との接種間隔については、生ワクチンの接種を受けた人は27日以上、また他の不活化ワクチンの接種を受けた人は6日以上の間隔を置く必要があります。

※ 医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと同時に接種することができます。

## 3 予防接種の効果と副反応について

予防接種を受けると、95%以上の確率で免疫を獲得でき、麻しんや風しんにかかることを防ぐことができます。ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあり、極めてまれに重い副反応が起こることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

### 「麻しん・風しん混合ワクチン」の主な副反応

主な副反応は、発熱（接種した人のうち約20%）や、発しん（接種した人のうち約10%）です。これらの症状は、接種後5～14日の間に多くみられます。接種直後から翌日に過敏症状と考えられる発熱、発しん、かゆみなどが出ることがありますが、これらの症状は通常1～3日でおさまります。ときに、接種部位の発赤、腫れ、しこり、リンパ節の腫れ等がみられることがありますが、いずれも一過性で通常数日中に消失します。

まれに生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、急性血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、脳炎及びけいれん等が報告されています。

#### 4 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
  - 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
  - ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会で、予防接種に起因するものである旨の認定を受ける必要があります。
  - 定められた接種方法を守れなかった場合、予防接種にかかる費用は、全額個人負担となります。また、その接種で健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。
- ※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、お住まいの区の保健センターまたは広島市健康福祉局健康推進課へご相談ください。

#### 5 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合  
「アナフィラキシー」というのは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。  
発汗、急に顔が腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

#### 6 予防接種を受けた後の注意

- (1) 接種後3週間は発熱などの副反応に注意してください。
- (2) 接種当日は、いつもどおりの生活で構いませんが、激しい運動は避けましょう。
- (3) 接種当日の入浴は差し支えありません。
- (4) 接種後、注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、医師の診断を受け、その場合には、お住まいの区の保健センターまたは広島市健康福祉局健康推進課までお知らせください。

#### 【お問合せ先】

中保健センター	504-2528	東保健センター	568-7729	南保健センター	250-4108
西保健センター	294-6235	安佐南保健センター	831-4942	安佐北保健センター	819-0586
安芸保健センター	821-2809	佐伯保健センター	943-9731	健康福祉局健康推進課	504-2622